

滋賀県未来投資総合補助金（間接補助）交付要綱（例）

（通則）

第1条 滋賀県未来投資総合補助金事務局長（以下「事務局長」という。）が実施する間接補助金の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）を準用するほか、滋賀県未来投資総合補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）およびこの要綱に定めるところによる。

（趣旨）

第2条 事務局長は、長引く物価高騰に加え、円安や人材不足等、厳しい環境にある県内の中小事業者等の支援を目的として、生産性向上や新事業展開、人材育成など、未来を見据えた意欲的な取組に必要な経費に対し、予算の範囲内において間接補助金を交付するものとする。

（間接補助対象事業）

第3条 事務局長は、県内中小企業等が行う生産性の向上、新事業展開または人材育成に資する事業（以下「間接補助対象事業」という。）に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金を財源として間接補助金を交付する。

- 2 間接補助対象経費および間接補助金の額は別表1および別表2のとおりとする。
- 3 間接補助金はその額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。
- 4 間接補助金は、一間接補助対象事業者に対し1回限り交付するものとする。
- 5 同一事業により国や県、市町等の他の補助金の交付を受けている事業は、対象外とする。

（間接補助対象事業者）

第4条 間接補助金の交付を受けて事業を行う者（以下「間接補助対象事業者」という。）は、県内中小企業等であって、間接補助対象事業を実施する者とする。ただし、以下に該当する場合は、間接補助金の交付の対象としない。

- （1）国、県および市町（共済組合を含む。）が所有、管理または運営する施設
- （2）県税に未納がある者
- （3）次のいずれかに該当する者
 - ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- （4）次のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対

法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

② 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ ①～⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業およびそれらに類似する業種を営む者

(6) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(7) 事業を営まない法人格のある自治会等

(8) その他、補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

2 前項における「県内中小企業等」とは、次の各号のいずれかに該当し、既に事業を営んでいる者をいう。

(1) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)で、県内に事務所または事業所を有するもの

(2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等、県内において事業を行う者で、前号における中小企業者に準ずるもの

3 第1項における「大企業」とは、中小企業者以外の企業をいう。

(間接補助対象期間)

第5条 間接補助の対象となる事業は、交付決定日から令和6年12月31日までに実施する事業とする。

2 前項の場合において、事業の開始は事業の取組に着手した日とし、事業の完了は事業にかかる経費の精算完了日とする。

(間接補助金の交付申請)

第6条 間接補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に同様式で定める書類を添えて、期日までに事務局長に提出しなければならない。

(間接補助金の交付決定)

第7条 事務局長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、間接補助対象事業として適切と認めるときは別表1に規定する間接補助対象経費のうち、必要かつ適切と認める経費について、予算の範囲内において、間接補助金の交付の決定を行う。なお、前条の規定による申請が到達してから交付決定を行うまでの標準的な処理期間は30日とする。

(交付申請の取下げ)

第8条 間接補助対象事業者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、間接補助金

の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を事務局長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第9条 事務局長は、間接補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、間接補助対象事業者に対し、当間接補助金に係る交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 間接補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令等またはこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (4) 間接補助金の他の用途への使用をしたとき。
- (5) 第15条の規定によるデータ等の提供または現地調査の結果、間接補助対象事業者が、別表2に定める賃上げ枠に係る要件を充足する目的のみを持って、一時的な賃上げを実施した事実が判明したとき。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく知事の指示等に違反したときもしくは、善良な管理者の注意を怠ったとき。

2 事務局長は、前項の規定により間接補助金の交付決定が取り消された場合において、既に間接補助金が交付されているときは、間接補助対象事業者に対し、間接補助金の返還を命ずるものとする。

(間接補助対象事業の変更等)

第10条 間接補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1号については変更承認申請書(様式第2号)、第2号においては廃止承認申請書(様式第3号)をあらかじめ事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 間接補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。
- (2) 間接補助対象事業を廃止しようとするとき。

2 事務局長は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(実績報告)

第11条 間接補助対象事業者は、間接補助対象事業が完了したときは、その日から30日を経過した日、または令和7年1月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)を事務局長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 事務局長は、間接補助対象事業者から前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)およびこれに付し

た条件に適合すると認めるときは、当該報告書等を受け取った日から 30 日以内に補助金の額の確定を行い、間接補助事業者に対して通知するものとする。

2 事務局長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、すみやかに補助金の交付を行う。

(システムによる申請)

第 13 条 間接補助対象事業者は、第 6 条の規定による交付申請または第 11 条の規定による実績報告を行うときは、事務局が運営するシステム（インターネット環境がない者については、郵送）にて申請しなければならない。

(補助金の経理)

第 14 条 間接補助対象事業者は、間接補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(間接補助対象事業におけるデータ等の提供)

第 15 条 間接補助対象事業者は、県または事務局長が、第 2 条の規定による目的に必要な範囲内において、データ等の提供を求め、または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(間接補助対象事業者の取得財産等の処分)

第 16 条 間接補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間において、間接補助対象事業に係る取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が 50 万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）を間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、あらかじめ事務局長が定める財産処分承認申請書を事務局長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

2 事務局長は、前項ただし書の規定による承認をする場合は、財産処分承認申請書（補助要綱様式 10 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、提出があった日から 30 日以内に、事務局長に対して通知するものとする。

4 事務局長は、前項の規定により通知を受けたときは、間接補助対象事業者に対して承認を通知するものとする。

5 事務局長は、第 1 項ただし書の規定による承認を受けた間接補助対象事業者に対し、当該承認に係る処分制限財産の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を事務局に納付させることができる。

(間接補助対象事業の公表)

第 17 条 事務局長は、必要と認めるときは、間接補助対象事業者の名称、代表者名および間接補助対象

事業の内容等について公表することができる。

(その他)

第 18 条 規則、補助要綱およびこの要綱に定めるもののほか、間接補助金の運用に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年●月●日から施行する。

(別表 1)

補助対象事業	補助対象経費
(1)生産性向上に関する事業	別に定めるところによる。
(2)新事業展開に関する事業	
(3)人材育成に関する事業	

※上記の(1)～(3)の事業を組み合わせての申請も可能。

(別表 2)

申請枠		補助率	補助上限	補助下限
通常枠		対象経費の 1/2 以内	50 万円	20 万円
賃上げ枠※ ①②は選択制	①	対象経費の 1/2 以内	100 万円	20 万円
	②	対象経費の 2/3 以内	50 万円	20 万円

※間接補助対象事業の期間中に従業員の平均賃金を 2.5%以上引き上げることを内容とする「賃金引き上げ表明書」を作成し、従業員に表明したうえで、当該表明書に基づく賃上げを実施すること等を要件とする。